

出産手当金の解説ガイド

 Money Forward クラウド

※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

出産手当金とは

出産のため仕事を休み、給与が支給されない、または減額される場合に、被保険者が加入する健康保険から支給される手当です。

支給期間	原則として、出産日（出産が予定日より後になった場合は出産予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から、出産日の翌日以降56日までの範囲内					
日数	上記期間内で、実際に仕事を休んだ日数（有給休暇を除く）	出産遅延 予定日より出産が遅れた場合、その遅れた期間も支給対象。				
支給要件	以下のすべてを満たす必要があります。 <ul style="list-style-type: none">健康保険の被保険者本人であること（被扶養者は対象外）妊娠4ヶ月（85日）以上の出産であること（早産、死産、流産含む）出産のために仕事を休んでいること休業期間中に給与の支払いがない、または支払われても出産手当金の額より少ないこと					
支給額の 計算方法	 $\left(\text{支給開始日以前12ヶ月間の各標準報酬月額を平均した額} \div 30 \right) \times \frac{3}{2} \times \text{産休で休んだ日数}$ <table><tr><td>支給開始日以前12ヶ月間の各標準報酬月額を平均した額</td><td>産休で休んだ日数</td></tr><tr><td>標準報酬月額の平均値</td><td>支給対象期間内で、給与が支払われなかった日数</td></tr></table>		支給開始日以前12ヶ月間の各標準報酬月額を平均した額	産休で休んだ日数	標準報酬月額の平均値	支給対象期間内で、給与が支払われなかった日数
支給開始日以前12ヶ月間の各標準報酬月額を平均した額	産休で休んだ日数					
標準報酬月額の平均値	支給対象期間内で、給与が支払われなかった日数					

申請から入金までの流れ

- | | |
|------------|--|
| 1 申請書準備 | 事業主から申請書を受け取るか、加入する健康保険組合等のウェブサイトからダウンロード。 |
| 2 被保険者記入 | 申請者本人が氏名、住所、保険者番号などを記入。 |
| 3 医師・助産師記入 | 出産した医療機関等で、出産日や予定日などを記入してもらう。 |
| 4 事業主記入 | 勤務先に提出し、勤務状況や給与支払状況などを記入・証明してもらう。 |
| 5 提出 | 記入済みの申請書を、加入する健康保険組合等に提出。 |
| 6 入金 | 申請受理後、審査を経て通常数週間～2ヶ月程度で指定口座に振り込まれる。 |



入金を早めるには

申請書の早期準備

事前に申請書入手し、記入できる箇所は早めに準備する。

会社との連携

産休に入る前や出産後速やかに、会社に必要書類の記入・提出を依頼する。産前・産後分を分けて申請することも可能。